**○厚生労働省告示第二百二十一号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし、一錠中タダラフィルとして十mgを含有する勃起不全用薬又はラメルテオン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤のいずれかであって、令和八年十一月十九日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和八年五月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）<br>一～七　（略）<br>八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。<br>(1)～(584)　（略）<br>(585)　タダラフィル。ただし、一錠中タダラフィルとして十mgを含有する勃起不全用薬を除く。<br>(586)～(1175)　（略）<br>（削る）<br>(1176)～(1274)　（略）<br>九　（略） | 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）<br>一～七　（略）<br>八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。<br>(1)～(584)　（略）<br>(585)　タダラフィル<br>(586)～(1175)　（略）<br>(1176)　ラメルテオン<br>(1177)～(1275)　（略）<br>九　（略） |

# その他告示

**○内閣府告示第七十号**

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、茨城県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年五月十三日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

一　原子力発電施設等

東海第二発電所に設置されている原子力発電施設並びにＭＨＩ原子力研究開発株式会社、三菱原子燃料株式会社東海工場、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所及び核燃料サイクル工学研究所、原子燃料工業株式会社東海事業所、日本核燃料開発株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗原子力工学研究所に設置されている原子力発電と密接な関連を有する施設

二　原子力発電施設等立地地域

水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村及び大子町

**○国土交通省告示第六百二十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年五月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　明治三十三年内務省告示第八十六号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

京都府木津川市城山台　一丁目及び二丁目
四丁目
六丁目から十一丁目まで
十三丁目

京都府木津川市木津　釜ヶ谷

二　明治三十三年内務省告示第八十七号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

京都府木津川市城山台　四丁目
六丁目
十一丁目

**○観光庁告示第五号**

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、ＨｏｐＧｏ株式会社（登録研修機関第六十七号）から名称及び研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年五月二十日

観光庁長官　村田　茂樹

一　名称の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 広昇株式会社 |
| 変更後 | ＨｏｐＧｏ株式会社 |

二　研修業務を行う事務所の名称の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 広昇株式会社　研修室 |
| 変更後 | ＨｏｐＧｏ株式会社研修室 |

三　変更の年月日　令和八年二月十六日

**○防衛省告示第百三十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年五月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年六月二日（予備、同月一日及び同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。